

# 資 料 編



## 男鹿市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画を策定するため、男鹿市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組 織)

第2条 委員会の委員は、22名以内とし、学識経験者、医療関係者、保健・福祉関係者、被保険者代表者及び費用負担関係者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、男鹿市老人福祉計画及び介護保険事業計画が策定されるまでの期間とする。

### (検討事項)

第3条 委員会は、次の事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 住み慣れた地域社会で生活していくための支援体制の確立
- (2) 健康で生き生きとした生活を送る支援体制の確立
- (3) 高齢者自らの選択で福祉サービスを利用できる体制の確立
- (4) 明るく活力に満ちた高齢社会を目指し、高齢者が地域社会の中で積極的な役割を果たすための支援体制の確立
- (5) 介護給付サービスの種類ごとの量の見込み（保険給付に必要なサービス量の設定）
- (6) 介護給付種類ごとの見込み量確保のための方策（必要なサービス量を確保するための具体的な整備計画）
- (7) サービス事業者間の連携による円滑なサービス提供を図るための事業に関する事項
- (8) その他必要な事項

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員の互選による委員長1名をおく。委員長は委員会を総理する。

2 委員長は、委員の中から副委員長を指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (委員会の開催)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は介護サービス課に置く。

### (補 足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

## 男鹿市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員

氏名	所属	摘要
香曾我部 秀雄	男鹿潟上南秋医師会	
森山 広之	男鹿市南秋田郡歯科医師会	
石井 綾希子	秋田県薬剤師会秋田中央支部	
太田 春海	男鹿市社会福祉協議会	
小山内 慶三郎	男鹿市民生児童委員協議会	
仲村 盛吉	男鹿市老人クラブ連合会	副委員長
吉田 萬里子	男鹿市連合婦人会	
板橋 征男	一般公募（第1号被保険者）	
畠山 真弓	一般公募（第2号被保険者）	
坂本 秀岳	養護老人ホーム 樹園	
原田 達人	特別養護老人ホーム 寿恵園	委員長
佐藤 哲彦	特別養護老人ホーム 偕生園	
半田 信	老人保健施設 たらちね	
天野 範子	グループホームこかげ	
佐藤 静代	男鹿市市民福祉部生活環境課 保険班	
一ノ関 満寿美	男鹿市市民福祉部健康子育て課 健康班	

---

## 男鹿市老人福祉計画・介護保険事業計画

平成 30 年 3 月

---

発 行 男鹿市

編 集 男鹿市介護サービス課

〒010-0595

秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1

TEL 0185-24-9119

FAX 0185-32-3955

ホームページアドレス

<http://www.city.oga.akita.jp/>

---